

セミナー・研修受講規約

公益財団法人日本関税協会（以下「甲」という。）は、本規約に従って、甲が主催するすべてのセミナー・研修（以下「セミナー等」という。）の受講者（以下「乙」という。）に対してセミナー等を行う。

乙は、セミナー等の申込み及び受講にあたっては本規約に同意しなければならない。

なお、甲が主催するオンラインによるセミナー等（以下「オンラインセミナー等」という。）の申込み及び受講にあたっては、乙は、本規約に加えて、別途「オンラインセミナー・研修受講規約」にも同意しなければならない。

（目的）

第1条 本規約は、次の各号の内容について規定することを目的とする。

- (1) セミナー等の申込み及び取消し
- (2) 禁止事項
- (3) セミナー等の中止、中断及び変更
- (4) 個人情報の保護
- (5) 損害賠償及び協議

（本規約の承諾）

第2条 乙は、甲のWebサイトにおいて本規約に同意し、セミナー等への申込みを行うことにより本規約を承諾したものとみなされる。

なお、オンラインによるセミナー等の受講にあたっては、本規約の適用に加えて別途オンラインセミナー・研修受講規約を適用する。

（申込み）

第3条 乙は、甲が指定する申込みフォームを使用して、甲が定める内容を甲に送信することにより、セミナー等の申込みを行うことができる。

- 2 乙は、前項の申込みの際には、甲が定める内容につき正確かつ最新の情報を入力しなければならない。
- 3 乙が申込み種別を法人として申し込む場合には、乙の所属する法人は乙と連帯して本規約に基づく義務を負う。

（契約の成立）

第4条 甲が、前条の方法による乙からのセミナー等の申込受付メールを受信し、乙に対して請求書又は受講票を発行した時点でセミナー等受講契約が成立するものとする。

（受講料金の支払）

第5条 乙は、甲が発行する請求書に基づき、甲が指定した期日までに甲が指定する銀行口座にセミナー等の受講料金を振り込むものとする。なお、振り込みの際に生じる振込手数料については、乙が負担する。

（取消し）

第6条 甲は、次に掲げる場合には、乙とのセミナー等受講契約を取り消すことができる。

- (1) 乙による申込内容に虚偽があった場合
- (2) 乙が反社会的勢力に該当する場合
- (2) 甲が指定した期日までに受講料金の支払がなかった場合
- (4) 乙からセミナー等受講契約を取り消す旨の申し出があった場合
- 2 前項により乙が受講料金を支払う前にセミナー等受講契約を取り消した場合は、甲は乙に対し次のキャンセル料を請求することができる。

(1) 開催日の30日前まで	無料
(2) 開催日の29日前から15日前まで	受講料の10%
(3) 開催日の14日前から8日前まで	受講料の20%
(4) 開催日の7日前から前日まで	受講料の40%
(5) セミナー等当日	受講料の100%
- 3 第1項により受講契約を取り消す場合、甲は、既に支払われた受講料金の返金をしない。なお、第1項第4号により取り消す場合において、甲は、乙からの乙の代わりとして乙が指定する者による受講の申し出があったときは、これを認めることができる。

(禁止事項)

第7条 甲が認める場合を除き、乙は、他の第三者に対し、セミナー等の講義内容、教材、資料等を副次的に利用(改変、複製、譲渡、貸与、使用許諾等)することはできない。

2 乙は、セミナー等の録画、録音、撮影、複製、公衆送信その他これらに類する行為をしてはならない。

(中止・中断又は変更)

第8条 甲は、災害その他予測し得ない事由その他セミナー等運営上やむを得ないと認める場合は、乙への事前の通知なく、セミナー等を中止、中断、延期又はオンラインセミナー等への変更ができるものとする。

2 前項によりセミナー等を中止し、又は中断する場合、甲は乙に当該セミナー等の受講料金を返金するが、前項の措置により発生するその他の一切の責任を負わないものとする。

3 第1項によりセミナー等が延期となった場合は、乙は、受講料金の返金又は同一年度内に実施を予定している同内容のセミナー等への振り替えのいずれかを選択することができる。

(免責事項)

第9条 甲は、セミナー等の受講によって発生したいかなる損害に対しても一切の責任を負わない。

2 甲及び講師は、受講者間及び受講者・第三者間のトラブルについて、責任を負わない。

(個人情報の保護に関する方針)

第10条 甲は、個人情報の取扱いに関して、法令及び甲の定める「公益財団法人日本関税協会個人情報保護基本方針」(<https://www.kanzei.or.jp/soshiki/privacypolicy.htm>)に従うものとする

2 甲は、講義内容及び講義進行の参考として乙の氏名、所属に関する個人情報をセミナー等の担当講師に提供する場合がある。

(損害賠償)

第11条 乙が、セミナー等において甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し一切の損害を賠償する義務を負うものとする。また、甲の主催するセミナー等に起因して乙と第三者との間で紛争が生じた場合は、乙は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、甲に対しても生じた一切の損害を賠償する。

(管轄裁判所)

第12条 本規約において紛争が生じた場合には、甲乙双方が協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。ただし、法的解決が必要なときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第13条 本規約に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙双方の協議の上決定するものとする。

(規約の変更)

第14条 甲は、甲が必要と認めた場合、乙への事前の通知なく本規約を変更することができ、当該変更については甲のWebサイトに掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が甲と乙に適用されるものとする。

(附 則)

この規約は、令和3年5月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、令和5年10月1日から改訂施行する